

# 人生100年でルール激変

## 老時代の罠

▼**介護** 人気のサ高住の「隠れ負担」

▼**相続** 損益分岐点は95歳

▼**保険** 子どもへの早すぎる贈与にご用心  
▼**年金** 65歳超えたら「忘れられた年金」が  
▼**貯金** ほつたらかし口座が消える

「人生百年時代」と言わ  
れます。今や百歳の人口  
は約七万人。夫婦の親四人  
のうち一人は百歳になると  
考えておくべきですし、自  
分自身も百歳まで生きる可  
能性はない。百五歳まで生  
きるつもりで備えておきま  
しょう。老後の親子、夫婦  
関係、つまり『老老』の人  
生設計が不可欠です」

「人生百年時代」と言わ  
れます。今や百歳の人口  
は約七万人。夫婦の親四人  
のうち一人は百歳になると  
考えておくべきですし、自  
分自身も百歳まで生きる可  
能性はない。百五歳まで生  
きるつもりで備えておきま  
しょう。老後の親子、夫婦  
関係、つまり『老老』の人  
生設計が不可欠です」

「争族、の7割近くがきょうだい間

「人生百年時代」と言わ  
れます。今や百歳の人口  
は約七万人。夫婦の親四人  
のうち一人は百歳になると  
考えておくべきですし、自  
分自身も百歳まで生きる可  
能性はない。百五歳まで生  
きるつもりで備えておきま  
しょう。老後の親子、夫婦  
関係、つまり『老老』の人  
生設計が不可欠です」

「人生百年時代」と言わ  
れます。今や百歳の人口  
は約七万人。夫婦の親四人  
のうち一人は百歳になると  
考えておくべきですし、自  
分自身も百歳まで生きる可  
能性はない。百五歳まで生  
きるつもりで備えておきま  
しょう。老後の親子、夫婦  
関係、つまり『老老』の人  
生設計が不可欠です」

「人生百年時代」と言わ  
れます。今や百歳の人口  
は約七万人。夫婦の親四人  
のうち一人は百歳になると  
考えておくべきですし、自  
分自身も百歳まで生きる可  
能性はない。百五歳まで生  
きるつもりで備えておきま  
しょう。老後の親子、夫婦  
関係、つまり『老老』の人  
生設計が不可欠です」

「人生百年時代、定年後も親は健在で、三十年  
は続く夫婦の“老老ライフ”。だが、そこに  
は色んな「罠」が潜んでいます。便利な制度に  
も落とし穴はあるし、手続きを忘れればもら  
えるはずのお金ももらえない。では、どうす  
れば? 専門家が教える「正解」がこれだ!」





たた 男性の場合は 平均 寿命が八十一歳。繰下げが 得かどうかは五分五分なのだ。そこで井戸氏は「夫婦 で受給方法を変えるべき」とアドバイスする。

「夫が亡くなつた後の『おひとり様時代』に備える意味でも、妻は七十歳まで繰下げるべきでしよう。夫は 厚生年金（報酬比例）部分 をそのままにして、基礎年金部分のみ七十歳まで繰下げることがお勧めです」

なぜか。夫が厚生年金部

# 老老貯金

高齢者の多くが郵便局で貯金口座を作った経験があるだろう。だが、その郵便貯金にも“時効”があると

**代理カード作成を**  
夫の稼ぎを妻名義の口座に移す、いわゆる“名義預金（貯金）”をしている人も多いかもしれないが、ここにも落とし穴がある。

「妻名義の口座から生活費をやり繰りしたり、海外旅

ます」(前出・太田氏)  
定年を迎えてから三十年  
以上続く老老ライフ。ルー  
ルが激変した「人生百年時  
代」を生き抜くために今か  
ら準備を進めておこう。



#### もらえる年金額を再確認

減額だ。途中で変更が利かず、亡くなるまで続くだけに、「老老年金」には、最適な受給方法を選びたい。「受給開始年齢を六十五歳から七十歳に遅らせると受給額は四二%アップ。繰り下げをしても、八十一歳十月より長生きすると得する計算です」（同前）

分を受給するまである  
“お得な年金”を受給する  
ことが出来ないからだ。そ  
れが、妻が夫より年下の場  
合、妻が六十五歳になるま  
で受給できる月約三万円の  
「加給年金」。

夫が六十五歳、妻が六十  
歳の夫婦の例で考えてみよ  
う。夫が六十五歳で厚生年  
金を受給すれば、妻が六十  
歳になるまでの五年間、  
五歳になるまでの五年間、  
約百八十万円の加給年金を  
手に出来る。ところが夫が  
受給を七十歳に繰下げし  
まえば、妻の元には一錢も  
加給年金が入らないのだ。  
虎の子の年金を増やすた

三十日)以前に預け入れし  
た定額郵便貯金や積立郵便  
貯金などは、満期後二十年  
二ヶ月を経過しても払い戻  
しの請求がない場合、二度  
と手元には返つてこなくな  
ります」(郵便貯金・簡易生  
命保険管理機構貯金部)

名義で株や不動産、自動車など名義がハッキリするものを購入すると贈与扱いとなる。妻の口座に多くのお金が貯まっていれば、相続財産と見なされます。税務署も目を光させていて、夫の口座からどんどん移されていれば贈与や名義預金を疑われます」(前出・板倉氏)

夫が認知症となつて、暗証番号が分からなくなり、口座からお金を引き出すことが出来なくなるケースも少なくない。ネット銀行なら、郵便物が届かないた

早すぎる贈与はトラブルの種なのだ。逆に相続に関する「早いに越したことがないのは戸籍の入手。相続コードイニーターとして一万四千件以上の相談を受けた「夢相続」社長・曾根恵子氏が語る。

「相続人の確定に必要なのが出生以降の戸籍謄本です。結婚前の本籍地に遡ろうとするとき、郵送などで時間がかかるてしまう。離婚再婚や幼い頃に養子に行くなど複雑な家庭の場合、遺産分割後に相続人が現われると一からやり直しになります。今のうちに取得・確認しておきましょう」

実際、相続は「争族」とも言われ、専門家たちの面

して均等に分割できるようにしておくなど、対策を考えておきましょう」（同前）

# 老老年金 “時効”は五年

五万円の贈与税がかかつてしまふ。これが相続なら、相続人が長男だけだったとしても三千六百万円まで相続税はゼロ。千葉の事件でも、もともと母親と折り合の悪かった長男が無理に贈与させた結果、多額の税金が生じ、逆上したのかも知れません」（同前）

前で骨肉の争いが演じらるることも珍しくない。

「相談に来られる方の六七%がきょううだい間のトラブルです。親は『子どもたちのきょううだい喧嘩は見たこともない』と思っていて、も、いざ相続を迎えた時、『兄貴は新品ばかり貰つてもらっていた』と積年の怨恨が出てくるもの。遺言をきちんと書くか、家を売却することも珍しくない。

間とその間の給料によつて決まるので、結婚前に少しだけ働いた会社など新たに発覚すれば、年金事務所に申し出ると受給額は増えます。『被保険者記録照会』

返送しましょう」（前出・田氏）

このように「老老年金の罷」は、請求しなければならないという点だ。

特に忘れがちなのが、一

三歳に受け取るはずの分は  
六十八歳になるまでに請求  
しないといけない。こうし  
た手続きを一切行わなければ  
ば、現在六十五歳世代の平  
均的なサラリーマンで、五  
百万円以上の『特別支給の  
老齢厚生年金』が消えるこ  
とになります。遅くとも六  
十五歳までに“忘れられた  
年金”的申請手続きを急ぎ  
ましょう（同前）

170

あしたの笑顔を守る 大切なひととき  
総合健診センター ヘルチェック

## 人間ドック、各種健診の ご予約・お問合せは

專賣：03-3345-7766 / 搭班：045-453-1160

**月三万の加給年金**

一方、六十五歳以降の年金は請求しなければ自動的に繰下げ受給となり、毎年の年金額が（繰下げた月数×〇・七%）増額される。

逆に繰上げした場合、（繰

うちよ銀行が『時効』をお知らせ